

### 第3回阿蘇市議会会議録

1. 令和元年11月29日 午前10時00分 招集
2. 令和元年12月2日 午前10時00分 開議
3. 令和元年12月2日 午前11時49分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

#### 出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

#### 欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長	吉良玲二	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	福祉課長	松岡幸治
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
人権啓発課長	園田達也	財政課長	山口貴生
教育課長	藤井栄治	ほけん課長	藤田浩司
観光課長	秦美保子	住環境課長	古閑政則
市民課長	岩下まゆみ	まちづくり課長	荒木仁
農業委員会事務局長	渡邊一倫		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	本山英二	議会事務局次長	山本繁樹
書記	山本悠未		

## 9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 議案第 73 号 阿蘇市職員の分限の手続及び効果に関する条例等の一部改正について
- 日程第 2 議案第 74 号 阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 75 号 阿蘇市下水道条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 76 号 阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 77 号 阿蘇市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 78 号 令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について
- 日程第 7 議案第 79 号 令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 日程第 8 議案第 80 号 令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- 日程第 9 議案第 81 号 令和元年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について
- 日程第 10 議案第 82 号 令和元年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について
- 日程第 11 議案第 83 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市一の宮町インフォメーションセンター)
- 日程第 12 議案第 84 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市一の宮町中央駐車場)
- 日程第 13 議案第 85 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」)
- 日程第 14 議案第 86 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇中央公園)
- 日程第 15 議案第 87 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市農林水産物処理加工施設)
- 日程第 16 議案第 88 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市農林畜産物直売・食材供給施設)
- 日程第 17 議案第 89 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市古代の里キャンプ村)
- 日程第 18 議案第 90 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市農村環境改善センター)
- 日程第 19 議案第 91 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市高品質堆肥製造施設)
- 日程第 20 議案第 92 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市阿蘇体育館)

- 日程第 21 議案第 93 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市阿蘇体育館武道場)
- 日程第 22 議案第 94 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市阿蘇多目的広場)
- 日程第 23 議案第 95 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市阿蘇農村公園あひか)
- 日程第 24 議案第 96 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市温水プール・温泉施設)
- 日程第 25 議案第 97 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市交流促進センター)
- 日程第 26 議案第 98 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市就業改善センター)
- 日程第 27 議案第 99 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市一の宮体育館)
- 日程第 28 議案第 100 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市一の宮社会教育センターグラウンド)
- 日程第 29 議案第 101 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市一の宮運動公園)
- 日程第 30 議案第 102 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市光ネットワーク施設)
- 日程第 31 議案第 103 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理に関する事務の変更及び規  
約の一部変更について
- 日程第 32 議案第 104 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- 日程第 33 議案第 105 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- 日程第 34 議案第 106 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- 日程第 35 議案第 107 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- 日程第 36 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 37 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 38 陳情第 1 号 国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情  
書

午前 10 時 00 分 開議

## 1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

### 日程第 1 議案第 73 号 阿蘇市職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 1、議案第 73 号「阿蘇市職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。

議案第 73 号の説明に入ります前に、議案第 73 号から 76 号まで関連がございますので、提案理由にもございます成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の改正について、若干事前にご説明をさせていただきます。

まず、成年被後見人等と書いてありますけれども、等には成年被後見人及び被保佐人を指すものであり、そのうち成年被後見人と申しますのは、判断能力を常に欠いている方で、家庭裁判所から後見開始の審判を受けた方。また、被保佐人と申しますのは判断能力が著しく不十分な方で、同じく家庭裁判所から保佐開始の審判を受けた方になります。この関係法律の改正、内容といたしましては、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重されまして、成年被後見人等であることを理由に不当に差別を受けることがないように、成年被後見人または保佐人であるがゆえの欠格条項の削除、地方公務員法で申し上げますと、成年被後見人または保佐人は職員となることができないとか、採用試験を受けることができないとか、そういった規定がございましたので、そういった分が差別的なことということで削除がなされたところ。児童福祉法におきましても、成年被後見人及び被保佐人は、療育里親及び養子縁組里親となることができない、そういった規定もございましたので、その規定が丸々削除された。それに伴って、各種法律が変わった。法律が変わったことに伴いまして、今回、市の条例及び所要の改正を行う、そういったことです。

それでは、ただ今議題としていただきました議案第 73 号、議案書の 1 ページになります。阿蘇市職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部改正についてご説明を申し上げます。

まず、提案の理由になります。繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うために関係条例の一部を改正するものです。

議案としましては 1 件でありますけれども、3 条構成といたしております。

まず、第1条といたしまして、阿蘇市職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部改正を上げさせていただいております。第2条といたしまして、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正。また、第3条として、阿蘇市職員等の旅費に関する条例の一部改正。この3本を今回上程させていただいているところです。

議案書3ページ、新旧対照表を基にご説明をさせていただきます。

上の第1条になります。まず第1条の阿蘇市職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部改正についてでありますけれども、そもそも地方公務員法第16条、これには職員として、また職員採用試験を受けるための欠格条項の規定がなされておりました。第16条第1号には、これまで成年被後見人または被保佐人は、職員となり、また採用試験等も受けることはできない、こういう記載がされておりましたけれども、今回の法律の改正によりまして、この16条第1項が削除となりました。そのために、第2項第1項に繰り上がった。それに伴いまして、今回条例を改正するものです。

同じ3ページ、中段になります。第2条をお願い申し上げます。阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてです。先ほど申し上げましたとおり、地方公務員法第16条の第1項、そして地方公務員法の第28条第4項ともに、欠格条項として規定がなされておりました成年被後見人または被保佐人の条項が削除されましたので、下線部分になりますけれども、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、この部分を丸々削除する、そういった改正になっております。併せて、所要の改正を行っているところです。

すみませんが6ページをお願い申し上げます。第3条になります。阿蘇市職員等の旅費に関する条例の一部改正、これにつきましても、地方公務員法の第16条第1項が、先ほど申し上げましたとおり削除となりました。このために、改正前に書いてあります第16条2号、3号、4号、これが各号というような表現に変わった、そういったところです。併せて、所要の改正を行っております。

附則といたしましては、この条例につきましては交付の日から施行することといたしております。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより議案第73号から議案第107号までの議案は、ご承知のように会期中の日程に従って各常任委員会に付託をされます。従って、自己の委員会の件についての質疑はご遠慮願いたいと思います。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

## 日程第2 議案第74号 阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第2、議案第74号「阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服

務等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） それでは、ただ今議題としていただきました議案第 74 号「阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」ご説明を申し上げます。

議案書は 8 ページからになります。

提案理由につきましては、先ほど申し上げたとおりですので、割愛をさせていただきます。

めくっていただきまして、9 ページ、新旧対照表を基にご説明をさせていただきます。新旧対照表の右側、改正前をお願いします。第 4 条におきまして、次の各号に該当するものは消防団員となることはできない、こういう規定がなされておりました。その第 1 号といたしまして、ここで成年被後見人または被保佐人、この方については消防団員となることできないとこれまで規定がされておりましたけれども、国でもこういった差別的な文はいけないということで削除になりましたので、阿蘇市のこの条例につきましても、第 1 号の文言を削除するものです。

併せまして、削除に伴いまして、第 2 号、第 3 号、第 4 号がそれぞれ繰り上がる、そういった改正になってきております。

附則といたしましては、この条例につきましては交付の日から施行することといたしております。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

### 日程第 3 議案第 75 号 阿蘇市下水道条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 3、議案第 75 号「阿蘇市下水道条例の一部改正について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） ただ今議題としていただきました議案第 75 号「阿蘇市下水道条例の一部改正について」説明させていただきます。

提案理由といたしましては、前にありました議案第 33 号、34 号と同一ですので省略させていただきます。

内容ですが、10 ページです。10 ページの中で、第 2 条第 2 項、第 3 条第 5 号、それと第 16 条第 1 項につきましては、文言・用語の見直しです。第 8 条の 3 第 1 項につきましてが今回の法改正により改正するものです。

詳細につきましては、11 ページ、12 ページに記載してございますとおり、この破産関係

と成年被後見人関係が改正されたため、項が1つ増えておりますので、このような改正になっております。

ご審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第4 議案第76号 阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第4、議案第76号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） おはようございます。

議案集の13ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第76号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」ご説明いたします。

提案理由につきましては先ほどと一緒ですので、省略させていただきます。

14ページの新旧対照表で説明をいたします。まず、今回は上位法の改正で、これまで法律の第34条の20第1項第1号に、養育里親及び養子縁組里親になれない、いわゆる欠格事由に成年被後見人が明記されておりましたが、今回その条項を削除したことによりまして、号の繰り上げによる改正となることです。

以上、ご審議のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第5 議案第77号 阿蘇市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第5、議案第77号「阿蘇市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の15ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきます議案第77号、阿蘇市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

まず、提案理由ですが、本件は子育て世帯の経済的負担軽減や子育て環境の充実に向け、医療費助成制度の対象年齢を18歳までに拡充したいので、所要の改正を行うため本条例の

一部を改正するものです。

今回の改正は、従来の乳幼児医療費助成に関する条例を抜本的に改正いたします。また、例規整備上、関連条例、これは元の児童医療助成ですが、この条例を附則で廃止するということにいたしております。

16 ページ、17 ページの新旧対照表をお願いいたします。まず条例名につきましては、従来の「乳幼児」というのを「子ども」に改正いたします。次に、本則中の「乳幼児」という文言もすべて「子ども」に改めております。また、第 2 条第 1 項にあります満 6 歳を満 18 歳に改めております。

なお、附則で施行日は、令和 2 年 4 月 1 日からの診療に係る医療費となります。それ以前の診療分につきましては、従前の条例を適用するというようにいたしております。

以上、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） この改正に伴いまして、予算が増額されると思うんですけども、大体どのぐらいを見込んでいますでしょうか。

それと、この予算というものは年々増えていく性格のものなのか、大体ある程度一定で推移すると見ておられるのか。その点についてご質問します。

それと、18 歳ということになりますと、高校卒業して大学生も 18 歳に入るんですけども、そこら辺りまで対象になるのか。そこまでお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） まず予算ですが、令和 2 年度の当初予算からの予算になりますが、現時点では 1,500 万円から 2,000 万円ぐらい増額すると見込んでおります。

これが年々増加するかどうかというのは、なかなか現時点では判断は難しいかなと思っております。

それと、18 歳というのは、これは高校生と明記をいたしておりませんのは、あくまでも働いていても、専門学校でも、18 歳になった最初の 3 月 31 日までが適用という形になりますので、職種とか学生とか、そういう部分での判断はいたしておりません。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 6 議案第 78 号 令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 6、議案第 78 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口貴生君） おはようございます。

ただ今議題とさせていただきます議案第 78 号、令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について説明申し上げます。

別冊 1、1 ページをお願いいたします。

はじめに第 1 条ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 1,334 万 2,000 円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 180 億 3,622 万 9,000 円といたしております。

第 2 条、繰越明許費については 5 ページ、第 3 条、債務負担行為補正につきましては 6 ページ、第 4 条、地方債補正につきましては 7 ページで説明をしたいと思います。

5 ページをお願いいたします。第 2 条の繰越明許費です。今回、款 9 教育費、項 6 保健体育費、事業名は各社会体育施設修繕等事業、アゼリア 21 に係ります修繕事業ですが、この辺の予算を計上いたしております。内容は、気流ポンプの取り替えでございまして、このポンプが受注生産のもので制作に 3、4 箇月かかりますことから、今回補正予算に計上いたしましても令和元年度内の事業執行が見込めない恐れがありますことから、繰越明許費で計上いたしているものです。

6 ページをお願いいたします。第 3 条、債務負担行為補正です。今回、後ほど出てまいりますけれども、公の施設に係ります指定管理者制度に伴います施設について計上いたしております。この債務負担行為に計上しておりますものは、これら 20 施設のうち、阿蘇市から指定管理料の委託を行うもの、この施設について債務負担行為を補正として計上したものです。各施設、指定管理として委託する期間に応じた総額について、それぞれ記載しているところです。一つ例を取りますと、1 行目の阿蘇市農村環境改善センター管理業委託料につきましては、5 箇年間の委託になりますので、5 箇年分の 3,250 万 5,000 円を今回計上しているということになります。

6 ページをお願いいたします。第 4 条地方債補正です。1 つ目の追加とありますものは、今回補正で計上いたしました子育て支援センター移転事業に係ります 960 万円の計上です。2 つ目の変更につきましては、県道改良事業負担金の事業の確定に伴いまして限度額の変更を行っているものです。3 つ目の廃止とあります防災行政無線デジタル化更新事業につきましては、今回、プロポーザル方式へと事務を改めておりますので、この令和元年度当初に計上いたしました委託に係りますこの事業については、いったん廃止するということになります。

11 ページをお願いいたします。ここから歳入になります。款 15 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 6 土木費国庫補助金、節 1 道路橋梁費補助金の 1,765 万 5,000 円と、13 ページをお願いいたします。一番下のところになりますが、款 16 県支出金、項 2 県補助金、目 5 商工費県補助金、節 2 観光費補助金の 1,234 万 5,000 円は、合計いたしますとちょうど 3,000 万円になるんですけれども、すみません、11 ページにお戻りください。この目 6 の土木費国庫補助金の説明欄、社会資本整備総合交付金の括弧書きに無電柱化とあるかと思います。これは、阿蘇駅前無電柱化事業につきまして、現在、県が行っているところですが、この 2 つの財源を使いまして市道分の整備を県に委託すると、そういう意味での歳入です。

14 ページをお願いいたします。款 17 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸し付け収入、節 1 土地建物貸付収入です。説明の欄の 1 行目と 3 行目、風車及び変電施設用地とあるかと思いますが、9 月末をもって車帰にございます風力発電につきましては、熊本県から阿蘇車帰風力発電事業共同企業体へ民間譲渡されます。貸付先が変更になりましたことから、熊本県につきましては前半の半年分の賃借料をいただきますので、後半の半年分 3 万 7,000 円の減額。共同企業体につきましては後半の半年分の 7 万 7,000 円を計上いたしているところです。

2 行目の薬草・薬木栽培用地八ツ当りファーマーズとあるかと思いますが、これにつきましては波野の中江にございます旧オウム教跡地の原野の貸付けです。8 万 8,000 円を計上いたしてございます。

15 ページをお願いいたします。歳入合計です。以上のような補正の結果、歳入では 1 億 1,334 万 2,000 円を追加いたしまして、合計といたしまして 180 億 3,622 万 9,000 円といたしております。

17 ページをお願いいたします。ここから歳出に入ります。款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 6 企画費、節 19 負担金補助及び交付金です。説明の欄にございますとおり、令和元年度の地方バス運行等特別対策補助金の額が確定をいたしましたので、1,435 万円の増額補正を行ってございます。

18 ページをお願いいたします。目 15 公共施設管理基金費、節 25 積立金です。今回の補正につきましては、財源の不足が生じたので、9 月補正におきまして、この基金につきましては総額 2 億円の基金積み立てを行うところでしたが、5,000 万円を今回取り崩しを行いまして、結果 1 億 5,000 万円の積み立てとするところです。

飛びますが 22 ページをお願いいたします。款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、節 20 扶助費です。説明の欄の 2 行目、児童扶養手当に 2,400 万円の増額補正を行ってございます。この補正につきましては、現行この児童扶養手当につきましては、4 月、8 月、12 月の 3 回支給を行ってございます。制度改正によりまして、令和 2 年から各奇数月、2 箇月に一度の支給となります。現行がこの 3 箇月の算定が 12 月から 11 月までの算定期間となっておりますので、令和 2 年からこの 2 箇月に一度の支給ということにするためには、来年の 1 月から 3 箇月分、3 月までの 3 箇月分の予算を組む必要がございます。ですので、この 2,400 万円につきましては、令和 2 年の 1 月から 3 月までの 3 箇月分の補正予算となるところです。

24 ページをお願いいたします。目 4 児童福祉施設費、節 13 委託料です。説明の欄の 1 行目、子育て支援センター移転設計業務委託料とあると思いますが、これにつきましては今回子育て支援センターの移転先が決まりましたので、移転に係ります設計業務委託料 760 万円を計上いたしております。

25 ページをお願いいたします。同じ款項目の節 15 工事請負費です。子育て支援センター解体撤去工事で 380 万円を計上いたしておりますけれども、駄原にございます現行の子育て支援センターについては移転が終わりましたら解体を行いますので 380 万円を計上しており

ます。

27 ページをお願いいたします。款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費、節 19 負担金補助及び交付金です。説明の欄の 1 行目、担い手づくり支援交付金事業補助金、これにつきましては県 3 分の 1 以内の補助でございまして、1 事業体が行いますコンバイン 1 台の購入につきまして 292 万 8,000 円の予算を計上しております。

上から 4 項目目、攻めの園芸生産対策事業費補助金とあるかと思えますけれども、この補助金につきましては、県 3 分の 1、市 6 分の 1 以内の補助でございまして、11 戸の農家が行います耐風性ハウス、この事業に伴います補助金です。597 万 3,000 円を計上いたしております。

最後の強い農業づくり支援事業補助金につきましては、県 2 分の 1 以内の補助でございまして、J A阿蘇が購入いたしますアスパラ選果機 2 台の補助です。総額 3,108 万円を計上いたしております。

29 ページをお願いいたします。款 6 商工費、項 1 商工費、目 8 まちづくり推進費です。節 19 負担金補助及び交付金に、東京 2020 聖火リレー負担金として 950 万円を計上してございます。これにつきましては、組織委員会や実行委員会の負担金となります。

同じ款項の目 9 地域振興対策費、節 15 工事請負費です。節 17 公有財産購入費とも関連いたしますけれども、今回予算の組み替えを行いまして事業用地として 500 万円の計上をいたしますことから周辺整備工事、工事請負費から 500 万円の減額を行ってございます。

30 ページをお願いいたします。款 7 土木費、項 2 道路橋梁費、目 1 道路維持費、節 13 委託料です。歳入で説明をいたしました阿蘇駅前の無電柱化事業委託料といたしまして 3,000 万円を計上いたしております。

31 ページをお願いいたします。款 8 消防費、項 1 消防費、目 4 防災行政無線管理費、節 13 委託料です。地方債補正のところで説明をいたしましたとおり、令和元年度当初予算で計上いたしました防災行政無線のデジタル化調査設計業務委託料につきましては、事務の見直しということだったん廃止をいたします。ですので、2,350 万円の事業債の借上げは行いません。ですが、このプロポーザル方式での施工一体での募集を行うという事務になりますことから、基本設計に伴います 387 万 2,000 円について計上いたしているところですが、予算上は 2,350 万円から 1,962 万 8,000 円を減額いたしまして 387 万 2,000 円を残したという形になります。

款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費、節 13 委託料です。説明の欄の 2 行目です。旧乙姫小校舎等解体設計業務委託料につきましては、先ほど子育てセンターの関係で説明いたしましたとおり、センターの移転先につきましては乙姫小学校跡地を考えておりますことから、乙姫小学校の校舎の解体設計に伴います業務委託料を 260 万円計上してございます。

33 ページをお願いいたします。予備費です。款 13 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費、今回の補正に伴いまして予備費から 7,397 万 8,000 円を充用いたしておりますので、予備費の残額については 2,453 万 1,000 円となるところです。

以上のような補正の結果、歳出では歳入と同じ 1 億 1,334 万 2,000 円を追加いたしまして、

合計で 180 億 3,622 万 9,000 円といたしております。

説明は以上です。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

11 番議員、市原正君。

○11 番（市原 正君） 11 番、市原です。2 点質問をします。

17 ページ、企画費の地方バス運行特別対策補助金、これの説明を求めます。

それからもう 1 点は、31 ページ、防災行政無線デジタル化ですけれども、プロポーザル方式に変更したということですが、その理由を説明してください。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 1 点目のご質問にお答えをいたします。17 ページです。今回、令和元年度の負担金が決定いたしましたので、1,435 万円の増額を行ってございますが、この内容につきましては、当然、今回、産交バスが熊本県内で前年度と比較いたしまして約 2 億 2,000 万円の赤字が生じております。この内容といたしましては、全体的な物価高によります諸々の経費の増加というのもございますけれども、最大の理由は人件費の高騰です。産交バスでもやっぱりバス業界も人材不足が生じておまして、どうしてもそのつなぎ止めておくためには給与体系の見直しだとか、賃金の見直しを行うことで、どうしてもその雇用につながるなければならないというところがございます。それが最大の理由です。ちなみに申し上げますと、平成 29 年度の負担金の総額が 7,282 万円でございます。昨年が 7,500 万円ですので、約 500 万円ほど増加になってございます。ただ明るい兆しといたしましては、平成 28 年度の熊本地震で乗車人員が最大下落しておったんですけれども、今回、下落のピークは過ぎまして、大体熊本地震前の乗車人員、総人数で 6 万 5,000 人程度なんですけれども、ここまでは回復しております。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今ご質問をいただきました 31 ページ目の防災行政無線のデジタル化調査設計業務委託料につきましては、当初、今年度、令和元年度に実施設計を行って、来年本体発注の工事請負費ということを計画しておりました。これを進めていく中で、どうしても実施設計をやりました業者さん、例えばソニーならソニーがつくると来年工事の発注を受ける会社さん、こちらのほうはもうソニーのものにしかならない。そうすると、実施設計を今予算 2,300 万円上げておりますが、例えばこれを 100 万円入札などを行って、本体工事は 30 億円、50 億円とかかってくるということも想定されるということで、これは実施設計と工事の請負いと一体となった入札が望ましいという形に至りましたので、今回、本年度中に基本設計させていただいて、来年度にプロポーザル方式によりまして実施設計、それから工事請負費、その後年度に関わる保守管理の委託料、それらのところを総合的に見ましたプロポーザル方式ということでさせていただきたいということで今回変更させていただいているものです。

○議長（湯浅正司君） 11 番議員、市原正君。

○11 番（市原 正君） 一応、今、プロポーザル方式に変更したのはわかりますが、先ほどの地方バス運行ですね、これ産交さんは赤字が2億2,000万円出たから、それを各自治体に分けたと理解をしいいのでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 総額の赤字ではございません。昨年度から赤字幅が伸びた額が2億2,000万円ほどです。どうしてもこの算定は赤字の総額を各自治体のその運行のその総距離ですね、産交バスが熊本県内の総距離で1km当たりの単価を出します。それを各自治体の走行距離に応じてその負担金を算出するようやり方を行ってございますので、当然赤字が出た額についてもそれ相応の総距離、その運行距離に応じて負担が増えるという形になります。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 9 番議員、園田です。

1 点だけ。29 ページの東京 2020 聖火リレーの負担金について、実行委員会でありますとか、例えば走る方の募集、ある程度の日程・方法等がわかれば説明をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 東京 2020 の聖火リレーの聖火ランナー等の募集については、もう終了しております、県の組織委員会から東京の組織委員会に今推薦をされているという状況になっております。

○議長（湯浅正司君） 9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） その情報は、阿蘇市にはわかっているんですかね。何名走って、どこからどこまでを聖火リレーするというのはわかっていますか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 聖火リレーの人数については、連絡が来ております。阿蘇市においては12名という形ですね。コースについては、12月17日に東京の組織委員会が正式に発表するというところまでは聞いております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） これは実行委員会もつくるということなんですけれども、これは阿蘇市にも実行委員会をつくるということですか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） この聖火リレー、聖火リレーのコース管理等々については、県の組織委員会に負担金をあげて、県の組織委員会が事業主体となってやるという形になりますが、ゴール地点、またはスタート地点で盛り上げるセレブレーション的な部分、盛り上げを司る部分については、単独で自治体やるという形になっておりますので、今回についての負担金の内訳としましては、県の組織委員会にあげる部分と市の実行委員会に負担する部分、二本立てで計上しております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

3 番議員、児玉正孝君。

○3 番（児玉正孝君） 児玉です。

29 ページです。地域振興対策費、阿蘇神社周辺の開発というのは非常に阿蘇市にとっても大事なことですけれども、節 17 公有財産購入費の 500 万円、この件をもう少し詳しくお聞かせください。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 29 ページの 17 公有財産購入費です。事業用地としまして 500 万円を計上させていただいておりますが、これにつきましては現在、阿蘇神社周辺整備事業を県の補助金、元々 J R 西日本から寄附金になりますが、それを活用して進めております。その中で、今回の事業用地として予算を計上させていただいておりますのは、阿蘇神社の東側、阿蘇一の宮町の中央駐車場がございますが、その中央駐車場の南に隣接する場所に旧マウントトップヤマサキという商業施設がございました。その商業施設が空いたということもありまして、その商業施設をインフォメーションセンターに活用するというので、駐車場の拡大・拡幅を計画しておりまして、その部分で事業用地として今回予算計上をしておるものです。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

15 番議員、五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 15 番、五嶋です。

25 ページの一番下、予防接種事故医療手当ということで 84 万 3,000 円、これはどういうものを想定してやっておるのか、説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今のご質問にお答えいたします。

予防接種による、例えば副反応による健康被害などがあつた場合につきましては、健康被害救済制度というのがございます。その手当支給分といたしまして今回計上しているものです。実際、本年 9 月に 1 名の方がそういった健康被害に遭われたということで、厚労省で審査していただきまして認定が下りましたので、その手当金として支給を予定しているものです。

○議長（湯浅正司君） 15 番議員、五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） その健康被害というのは、どういう内容か、詳しくわかればお願いします。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） お名前等はちょっと個人の問題ですので、昨年、発生時、わかつた時点で 2 歳の方ですね。BCG 生ワクチンということで、結核予防のワクチンです。生後 5 箇月程度で接種できるのですが、2 年後に骨髄炎を発症されまして、これが副反応と、予防接種によるものということで認定が下りましたので、その分の措置を今回予算に反映させたものです。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 8 番、谷崎です。

まず、24 ページの国庫補助金返還金ですけれども、平成 26 年度分というのが計上されています。これは、大体平成 26 年度分だったら 27 年度で、単年度で精算しないといけないと思うんですが、これが遅れた理由とか、こういったやり方が果たしていいのか、見解をお願いいたします。

それと、30 ページの道路維持管理の無電柱化ですけれども、県道は県がやるということで、市道を市が県に委託するということですが、この工事に伴って周辺の各家庭というか、家にどうも水が入ってくるんじゃないかと不安を抱いている方もおられますので、その無電柱化のときに上のほうに水が入ってこないように配慮して工事していただきたいという注文をしていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

それと、あと 32 ページの阿蘇小学校の駐車場の整備委託料と書いてありますので駐車場拡大と思うんですけども、どういったことをされる予定であるのか、説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） まず 1 点目の返還金のことについてご説明します。これは、ご指摘のとおり、通常は 4 年前ということの請求というのはないのが当然ですけれども、これは平成 27 年度に実施された会計検査、国の検査によって市立保育園の分について、一部返還金が生じました。これについては、阿蘇市としては事務執行を準備ということでその対象保育園のほうに返金をお願いをして返金を受け取っていたんですけども、県と国がこれについてのその後の事務というのを進めていただけなくて、こちらもずいぶん催促はしたんですけども、最終的に平成 30 年度内に対象保育園からお金を受け取ってこちらも返金の準備をしていたんですけども、その対応を県か、国か、すみません、そこはちょっと向こうも明言はされてないですけども、その対処が遅れて、令和元年度によりやく指示がありましたので、今回予算化をさせていただいた次第です。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 駅前の無電柱化の工事の際に雨水とかが家庭に入っていないかという質問です。技術的な工事の進め方もございますので、県に確認して、支障がないようにということで処理させていただきたいと思えます。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 32 ページの小学校管理費の委託料です。阿蘇小学校の駐車場の委託料になりますが、これにつきましてはスクールバスの運行上、スクールバスの発着の部分について、発着しやすいように改良していきたいと思っております。舗装も徐々に痛んでおりますので、その部分を直していきたいと考えております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

19 番議員、河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 19 番、河崎です。

まずは、子育て支援センターの移転計画ですけれども、24 ページに 760 万円計上してあります。それと、全協でも詳しく説明がありましたけれども、教育費の中でも解体の予算が組まれておりますけれども、乙姫あたりの住民の声を聞くと、道路もどうかと、改修ができないかという話も聞きます。できたら道路も検討をしていただきたいと思います。

それと、同じく子育て支援センターの解体撤去費ですね、これについては 380 万円計上してありますけれども、土地はどこ土地か。聞くところによると駐車場は借地と聞いておりますけれども、借地の利用はどうするのか、返すのか、市で何か開発をするのかを、まずお聞きします。

それと、農政課に尋ねますけれども、27 ページの多面的支払い、これがやっぱり先ほど質問もありましたけれども、過年度分となっておりますけれども、どのような経緯でこういう返還金が生じたのかをお聞きいたします。

それとせっかくですから、波野地区はわかりませんが、阿蘇市には土地改良が 2 つありますので、土地改良に対する交付金額を、一の宮がいくら、阿蘇町がいくらということもお聞きをいたします。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） ただ今のご質問にお答えをします。

まず、道路整備に伴う道路という部分なんですけれども、一応道路の拡幅等は考えておりません。ただし、もともと要望があっていた部分も加味して、今、その要望があっている部分というのが視界が悪い、カーブ、クランク状態になっとなって先がちよっと見えないという状況ですので、整備の際に一部ちよっと土地の切り下げ等をして、見通しをよくというのは今検討をしているところです。

土地の部分なんですけれども、現在の三久保の子育て支援センターの土地という部分だと思うんですけれども、今の園舎が建っている敷地は市のものですので、今後更地にした後に検討していきたいと。駐車場については、情報通り民地を借地しておりますので、年度内をもって返還という形で考えております。返還というか、賃貸借契約の停止を考えております。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問にお答えいたします。

27 ページの多面的機能支払交付金事業県補助金返還金でございますが、過年度分ということでお示ししておりますけれども、平成 27 年から平成 30 年までの 4 箇年の分を計上させていただきます。返還理由ですが、国道 57 号北側ルート、それから遊水地関係、それから道路事業等々による対象の用地の減少による返還金です。こちらの 854 万 8,000 円につきましては、国費それから県費を合わせた金額です。

それから、多面的事業の一の宮土地改良区、阿蘇土地改良区が事務局ということですが、一の宮環境保全組織ということで 9 組織ございますけれども、例年ベースの交付金の総額ですが、一の宮で 1 億 336 万円です。それから、阿蘇環境保全組織ですが、13 組織ございまして、例年ベースで 2 億 4,081 万 4,000 円です。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 7 議案第 79 号 令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 7、議案第 79 号「令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 79 号、令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

資料につきましては、別冊 2 の 1 ページをお願いいたします。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,435 万 3,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 36 億 6,964 万 1,000 円と定めております。

4 ページをお願いします。歳入です。款 5 国庫支出金、目 7 国民健康保険制度関係業務事業費補助金といたしまして 13 万 9,000 円を計上しております。こちらにつきましては、外国人被保険者の在留資格関係のシステム改修補助金です。国が 10 分の 10 負担いたします。

次の目 8 社会保障税番号制度システム整備費補助金につきまして 162 万 8,000 円を計上しております。こちらにつきましては、データ標準レイアウト改版関係システムとオンライン資格確認等業務関係システム改修ということで、それぞれ国保情報システムへの連携項目の追加及びインターフェイスの変更など、システム改修に係る補助です。データ標準レイアウト改版関係につきましては 3 分の 2 補助で、残りを交付税措置という形になります。オンライン資格確認等につきましては 10 分の 10、国が負担いたします。

続きまして、款 10 繰入金、目 1 一般会計繰入金につきまして、1,258 万 6,000 円の増額としております。県の保険基盤安定負担金の本年度分が確定したことによる増額補正です。

次のページをお願いします。歳出です。款 1 総務費、目 1 一般管理費の節 13 委託料に 182 万 2,000 円を計上しております。先ほど歳入でご説明申し上げました補助金、これを充当し業務委託するものです。

6 ページをお願いします。真ん中の款 3 国民健康保険事業費納付金、項 1 医療給付費分といたしまして 320 万 2,000 円の減額。次の項 2 後期高齢者支援金等分ということで 397 万 7,000 円の減額及び次のページの 7 ページをお願いします。項 3 介護納付金分といたしまして 141 万 5,000 円の増額ということにしております。それぞれ本年度、県への納付額が確定したことによる調整です。

款 11 予備費に財源調整といたしまして 1,811 万 3,000 円を増額しております。

説明につきましては以上です。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

15 番議員、五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 4 ページの外国人被保険者在留資格関係システム改修補助金ということですが、これは外国人の被保険者になる人たちが更に増えてきておると思うんですね。そして、その人たちの家族とかも、被保険者になって日本の健康保険で治療が受けられたり手術ができたという事ということでしょうか。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 日本国内で転入されましたら、はい、皆さん国保に加入していただくことになっております。

○議長（湯浅正司君） 15 番議員、五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） そういう人の割合というのがかなり増えてきておると思うんですけど、そういう実態はある程度わかりますか。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 正確な数につきましては、申し訳ございませんけれども、やはり昨年、入管難民法等も整備されておりますので、今後、ますますそういった労働者の方は増えてくるものとは思っております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 4 ページの一般会計からの節の繰入金の区分の 1 と 2 ですけれども、1 は、これは国庫補助があると思うんですけれども、減税分ですからあると思うんですけれども、この 2 番目の保険者支援分の 485 万 9,000 円、これについては補助とかはなくて、いわゆる国保の赤字分を補填したという形で考えてよろしいのでしょうか。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） こちらにつきましては、低所得者を多く抱える市町村自体を支援するためのものをごさいますて、こちらにつきましては国が 2 分の 1、県が 4 分の 1 ずつ負担しております。一般会計に受入れしまして、それから一般会計の 4 分の 1 を付けてこちらに繰り入れていただくということになっております。

○議長（湯浅正司君） 8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 今の説明は、保険税軽減分の話ですかね。それとも、保険者支援分の話ですか。両方の話ですか。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今のは、保険者支援分ということです。保険税軽減分につきましては 7 割、5 割、2 割、それぞれ自治体で軽減措置がされてある分を県と市町村で負担するという事で、保険者支援分というのは、そういった財政事情が厳しい市町村の財政を支援するといった目的でそれぞれ国と県が負担していただくということになっております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 8 議案第 80 号 令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 8、議案第 80 号「令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 80 号、令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

別冊 3 の 1 ページをお願いいたします。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 218 万 3,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 4 億 3,600 万 3,000 円と定めております。

4 ページをお願いいたします。歳入です。款 4 繰入金、目 2 保険基盤安定繰入金といたしまして 220 万 9,000 円の減額としております。県の保険基盤安定負担金の本年度分が確定したことによる減額調整であります。

次の款 6 諸収入、目 5 の雑入、2 万 6,000 円の増額をしております。こちらにつきましては、診療報酬支払いに係る手数料につきまして、平成 30 年度の剰余分を国保連から受入れるものです。

5 ページをお願いいたします。歳出です。款 2 後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして 220 万 9,000 円の減額ということにつきましては、先ほどの保険基盤安定負担金の減額分を反映させたものです。

続きまして、款 3 保険事業費、目 1 健康診査費として 2 万 8,000 円ということで、先ほど歳入で計上しました手数料返還金につきましては、こちら広域連合へ返還することになっております。

説明につきましては以上です。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、暫時休憩をいたします。11 時 15 分から再開いたします。

午前 11 時 02 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 9 議案第 81 号 令和元年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について

日程第 10 議案第 82 号 令和元年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） お諮りいたします。日程第 9、議案第 81 号「令和元年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」並びに日程第 10、議案第 82 号「令和元年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」は、一括議題といたしたいと思ひます。これらご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 9、議案第 81 号並びに日程第 10、議案第 82 号は、一括議題とすることに決定いたしました。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今一括議題としていただきました議案第 81 号並びに議案第 82 号について、順に説明申し上げます。

別冊 4 をお願いいたします。初めに議案第 81 号、令和元年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算についてです。

1 ページをお願いいたします。第 1 条ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1,730 万 1,000 円といたしております。

4 ページをお願いいたします。歳入です。款 4 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 一般会計繰入金です。先ほどの一般会計の補正予算では説明をいたしませんでしたが、今回、携帯の基地局として古閑牧野組合に 5,000 円の財産貸付を行ってございます。規定に基づきまして 13%を一般会計から繰り出しを行いますので、1,000 円の繰り入れを行うところです。

以上のような補正の結果、歳入では 1,000 円を追加いたしまして、合計で 1,730 万 1,000 円となっております。

5 ページをお願いいたします。歳出です。款 4 水道管理費、項 1 水道管理費、目 1 水道管理費、節 16 原材料費です。水源地の補修といたしまして 10 万円の補正予算を計上いたしてございます。款 6 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費につきましては、原材料費に 10 万円を計上した関係で予備費から 9 万 9,000 円を充用いたしましたので、残額は 24 万 7,000 円となっております。

以上のような補正の結果、歳出では歳入と同じ 1,000 円を追加いたしまして、合計で 1,730 万 1,000 円としております。

次に、別冊 5 をお願いいたします。議案第 82 号、令和元年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算についてです。

1 ページをお願いいたします。第 1 条ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,000 円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 2,978 万 3,000 円といたしております。

4 ページをお願いいたします。歳入です。款 4 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 一般会計繰入金です。先ほどの古城財産区と同じように、今回の財産貸付に

よりまして総額で6,000円の増額補正を行ってございます。

以上のような補正の結果、歳入では6,000円を追加いたしまして、合計で2,978万3,000円といたしております。

5ページをお願いいたします。歳出です。款1委員会費、項2諸費、目1諸費、節19負担金補助及び交付金です。中通財産区では、13%の繰り入れを行いましたこのお金のうち、牧野組合に3分の1の補助を行ってございますので、中荻の草牧野組合、舞谷牧野組合にそれぞれ1,000円と2,000円の予算を計上してございます。款4水道管理費、項1水道管理費、目1水道管理費、節15工事請負費です。水道工事費といたしまして、西井手地区への追加工事分です。150万円を計上してございます。

6ページをお願いいたします。款6予備費、項1予備費、目1予備費です。管理組合諸費と工事請負費に予算を計上しました結果、予備費から149万7,000円を充用いたしておりますので、予備費の残額は870万円となっております。

以上のような補正の結果、歳出では歳入と同じ6,000円を追加いたしまして、合計で2,978万3,000円といたしております。

説明は以上です。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

- 日程第11 議案第83号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市一の宮町インフォメーションセンター)
- 日程第12 議案第84号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市一の宮町中央駐車場)
- 日程第13 議案第85号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」)
- 日程第14 議案第86号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇中央公園)
- 日程第15 議案第87号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市農林水産物処理加工施設)
- 日程第16 議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市農林畜産物直売・食材供給施設)
- 日程第17 議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市古代の里キャンプ村)
- 日程第18 議案第90号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市農村環境改善センター)
- 日程第19 議案第91号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市高品質堆肥製造施設)

- 日程第 20 議案第 92 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市阿蘇体育館)
- 日程第 21 議案第 93 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市阿蘇体育館武道場)
- 日程第 22 議案第 94 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市阿蘇多目的広場)
- 日程第 23 議案第 95 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市阿蘇農村公園あぴか)
- 日程第 24 議案第 96 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市温水プール・温泉施設)
- 日程第 25 議案第 97 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市交流促進センター)
- 日程第 26 議案第 98 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市就業改善センター)
- 日程第 27 議案第 99 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市一の宮体育館)
- 日程第 28 議案第 100 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市一の宮社会教育センターグラウンド)
- 日程第 29 議案第 101 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市一の宮運動公園)
- 日程第 30 議案第 102 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市光ネットワーク施設)

○議長(湯浅正司君) お諮りをいたします。日程第 11、議案第 83 号「公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市一の宮町インフォメーションセンター)」から日程第 30、議案第 102 号「公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市光ネットワーク施設)」までの 20 件を一括議題といたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(湯浅正司君) ご異議なしと認めます。よって、日程第 11、議案第 83 号から日程第 30、議案第 102 号までは、一括議題とすることに決定いたしました。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(高木 洋君) ただ今一括議題としていただきました議案第 83 号から議案第 102 号、公の施設の指定管理者の指定について、ご説明を申し上げます。

議案書 18 ページから 39 ページになります。

まず、提案の理由ですけれども、いずれの議案につきましても、それぞれの公の施設につきまして指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び阿蘇市公の施設における指定管理者の手続きに関する条例第 5 条の規定により議会の議決を求めるものです。

まず、18 ページからご説明を申し上げます。議案第 83 号、公の施設の名称、阿蘇市一の宮町インフォメーションセンター。指定管理者に指定する団体、株式会社まちづくり阿蘇一の宮。指定の期間、令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 3 年間です。

19 ページをお願いします。議案第 84 号、公の施設の名称、阿蘇市一の宮町中央駐車場。指定管理者に指定する団体、株式会社まちづくり阿蘇一の宮。指定の期間、令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 3 年間です。

20 ページをお願いします。議案第 85 号、公の施設の名称、阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」。指定管理者に指定する団体、株式会社 A S O ワークネット。指定の期間、令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 2 年間。

21 ページをお願いします。議案第 86 号、公の施設の名称、阿蘇中央公園。指定管理者に指定する団体、株式会社 A S O ワークネット。指定の期間、令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。

22 ページをお願いします。議案第 87 号になります。公の施設の名称、阿蘇市農林水産物処理加工施設。指定管理者に指定する団体、有限会社工房阿蘇ものがたり。指定の期間、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間になります。

23 ページです。議案第 88 号、公の施設の名称、阿蘇市農林畜産物直売・食材供給施設。四季彩一の宮にこれはなります。指定管理者に指定する団体、阿蘇農業協同組合。指定の期間、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間。

24 ページ。議案第 89 号です。公の施設の名称、阿蘇市古代の里キャンプ村。指定管理者に指定する団体、手野きよら会。指定の期間、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間になります。

25 ページです。議案第 90 号、公の施設の名称、阿蘇市農村環境改善センター。指定管理者に指定する団体、株式会社 A S O ワークネット。指定の期間、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間となります。

26 ページ。議案第 91 号、公の施設の名称、阿蘇市高品質堆肥製造施設。指定管理者に指定する団体、阿蘇農業協同組合。指定の期間、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間。

27 ページになります。議案第 92 号、公の施設の名称、阿蘇市阿蘇体育館。指定管理者に指定する団体、株式会社 A S O ワークネット。指定の期間、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間となります。

28 ページ、議案第 93 号、公の施設の名称、阿蘇市阿蘇体育館武道場。指定管理者に指定する団体、株式会社 A S O ワークネット。指定の期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間になります。

議案第 94 号、29 ページになります。公の施設の名称、阿蘇市阿蘇多目的広場。体育館横の広場になります。指定管理者に指定する団体、株式会社 A S O ワークネット。指定の期間、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間。

30 ページ、議案第 95 号、公の施設の名称、阿蘇市阿蘇農村公園あびか。指定管理者に指

定する団体、株式会社ASOワークネット。指定の期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間。

31 ページ、議案第96号になります。公の施設の名称、阿蘇市温水プール・温泉施設。アゼリア21になります。指定管理者に指定する団体、株式会社東京アスレティッククラブ。指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間になります。

32 ページ、議案第97号、公の施設の名称、阿蘇市交流促進センター。アゼリア21横のトレーニングセンターになります。指定管理者に指定する団体、株式会社東京アスレティッククラブ。指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間であり

ます。  
33 ページ、議案第98号、公の施設の名称、阿蘇市就業改善センター。指定管理者に指定する団体、株式会社ASOワークネット。指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間になります。

34 ページ、議案第99号、公の施設の名称、阿蘇市一の宮体育館。指定管理者に指定する団体、株式会社ASOワークネット。指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間。

35 ページ、議案第100号、公の施設の名称、阿蘇市一の宮社会教育センターグラウンド。指定管理者に指定する団体、株式会社ASOワークネット。指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間になります。

36 ページ、議案第101号、公の施設の名称、阿蘇市一の宮運動公園。指定管理者に指定する団体、株式会社ASOワークネット。指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間。

37 ページ、議案第102号になります。公の施設の名称、阿蘇市光ネットワーク施設。指定管理者に指定する団体、一般財団法人阿蘇テレワークセンター。指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間。

以上、議案第83号から議案第102号まで一括して提案をさせていただきました。ご審議をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8番議員、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 8番、谷崎です。

ちょっと数が多いので質問がしづらいんですが、この施設の中に収支を気をつけないといけない施設がいくつかあると思うんですが、その施設についての収支の説明をお願いしたいんですけど、例えば議案第87号の農産物処理加工施設、議案第88号の畜産直売施設とか、議案第89号の古代の里キャンプ場、そういったあたりの収支の説明と、設備が老朽化していくと思うんですけども、それに対して今後どうしていくのか、その備えはしているのかについて、まず1問として質問いたします。

2問目として、農村改善センターなんですけれども、議案第90号ですね。これについては、内容的に今までの使われ方から見ると所管は教育課のほうがいいんじゃないかと思うん

ですが、所管換えというのはできるのかというのをお尋ねします。

それ、マイクの状況がいつもあそこで会議すると悪いので、その改善もお願いしたいと思うんですけども。

その2点、説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 指定管理者に出してあるから、収支は答えられないと思いますが、その質問は。執行部は答えられる範囲で。

8番、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 収支が言いにくいなら、どんどん設備自体は老朽化していくと思うんですよ。それに対して備えとかを考えているかということについて、ちょっと答えていただければ。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

基金等も積んでおりますので、まず所管の課からこういったところの備品も含めて修繕が必要というご提案があれば予算化して執行していく予定にしております。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 所管換えということでございまして、どうしても農政関係の補助事業を活用しているということで、これまで農政課のほうで所管をさせていただきました。利用状況にあたって、また状況を確認いたしまして、関係所管課と協議を行いまして検討させていただきたいと思っております。

それと、音響関係ですけども、会議でありますとか、シンポジウム等々の際に不具合が起こったということで報告をいただいておりますので、その後、動作環境の確認も定期的に行っておりますので、また不具合等が出ましたらば、更新あたりの検討を図ってまいりたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 31 議案第 103 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理に関する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（湯浅正司君） 日程第 31、議案第 103 号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理に関する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） ただ今議題としていただきました議案第 103 号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理に関する事務の変更及び規約の一部変更について」ご説明を申し上げます。

議案書 40 ページからになります。

まず下のほう、提案の理由ですけれども、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときには、地方自治法第 290 条の規定に基づきまして、構成団体の議会において同文の議決が必要であることから、議決を求めるものです。

めくっていただきまして、41 ページ、42 ページの新旧対照表を基にご説明を申し上げます。

別表第 2、組合の共同処理する事務のうち第 3 条第 1 項に関する事務、これは退職手当に関する事務になります。これに、42 ページ末尾に記載がされておりますけれども、熊本県後期高齢者医療連合が新たに加わったために、今回議案として上程をさせていただきます。構成団体同文による議決をもちまして、熊本県市町村総合事務組合の共同する事務の変更及び規約の一部変更となります。執行日を令和 2 年 4 月 1 日といたしているところです。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 32 議案第 104 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 33 議案第 105 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 34 議案第 106 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 35 議案第 107 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

○議長（湯浅正司君） お諮りをいたします。日程第 32、議案第 104 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」から日程第 35、議案第 107 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」までにつきましては、一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 32、議案第 104 号から日程第 35、議案第 107 号までは、一括議題とすることに決定いたしました。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（阿部節生君） ただ今一括議題とさせていただきました議案第 104 号から議案第 107 号までの旧慣による公有財産の使用権の一部変更について、ご説明を申し上げます。

議案集は 43 ページからです。本件は、旧慣による公有財産の使用権の一部変更をしたいので、地方自治法第 238 条の 6 第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

まず、議案集の 43 ページです。議案第 104 号、旧慣による公有財産の使用権の一部変更について、ご説明申し上げます。公有財産の所在地につきましては、阿蘇市一の宮町中通字北山 2796 番 1 の一部及び一の宮町萩の草字蛇崩原 639 番の一部です。地目につきましては、市有原野で、地積は 8 万 2,200 ㎡です。申請者は、議案記載のとおりでございます。目的は蔬菜園芸となっております。使用期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 12 月 20 日までで、使用料は 127 万円となっております。

次ページに参考資料として位置図を添付しておりますが、現地は県道別府一宮線西側ほか3箇所上荻の草牧野組合の入会地です。

続きまして、45 ページをお願いいたします。議案第 105 号です。公有財産の所在地につきましては、阿蘇市一の宮町中通字北山 2796 番 1 の一部です。地目につきましては市有原野で、地積は 3,000 m<sup>2</sup>です。申請者は議案記載のとおりでございます、目的は花卉園芸です。使用期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までで、使用料は 6 万円となっております。

次ページに参考資料で位置図を添付しておりますが、現地は県道別府一の宮線北側の中荻の草牧野組合の入会地です。

続きまして、議案集 47 ページをお願いいたします。議案第 106 号です。公有財産の所在地につきましては、阿蘇市一の宮町中通字北山 2796 番 1 の一部です。地目につきましては市有原野で、地積は 2 万 m<sup>2</sup>です。申請者は議案記載のとおりでございます、目的は蔬菜園芸です。使用期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までで、使用料は 46 万円となっております。

次ページに参考資料で付けておりますが、現地は県道別府一の宮線西側の中荻の草牧野組合の入会地です。

続きまして、49 ページをお願いいたします。議案第 107 号です。公有財産の所在地につきましては、阿蘇市一の宮町中通字北山 2796 番 1 の一部です。地目につきましては市有原野で、地積は 13 万 m<sup>2</sup>です。申請者は議案記載のとおりで、目的は放牧利用です。使用期間は、使用期間は令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までで、使用料は 3 万 2,500 円となっております。

位置図を次ページに添付しておりますが、現地は木落牧場から舞谷地区へ向かう市道木落合戦群線西側の舞谷牧野組合の入会地です。

説明は以上です。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 36 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について

#### 日程第 37 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（湯浅正司君） お諮りをいたします。日程第 36、諮問第 3 号「人権擁護委員候補者の推薦について」並びに日程第 37、諮問第 4 号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第 3 号並びに諮問第 4 号は、

委員会の付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。日程第 36、諮問第 3 号「人権擁護委員候補者の推薦について」並びに日程第 37、諮問第 4 号「人権擁護委員候補者の推薦について」は一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第 3 号並びに諮問第 4 号は、一括議題とすることに決定いたしました。

日程第 36、諮問第 3 号「人権擁護委員候補者の推薦について」並びに日程第 37、諮問第 4 号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） ただ今一括議題とさせていただきました、議案集 51 ページからになります。諮問第 3 号、諮問第 4 号、人権擁護委員候補者の推薦について、ご説明をいたします。

まず提案理由ですが、本件は人権擁護委員の任期満了、これは令和 2 年 3 月 31 日になります。それに伴いまして、人権擁護委員の候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものです。

今回、法務大臣が委嘱する人権擁護委員候補者の推薦につきましては、現在、阿蘇市には 9 名の人権擁護委員さんがおられます。そのうち、今回は 2 名の方が令和 2 年 3 月 31 日で任期満了を迎えるため、新たに候補者を諮問するものです。任期は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 3 年間となります。

まず、最初に 51 ページになりますが、諮問第 3 号の佐藤和夫氏です。阿蘇市西町在住で、現職委員であります。今回で 4 期目の推薦です。また佐藤氏におきましては、現在阿蘇大津人権擁護委員協議会の会長も務められております。

次に、52 ページの諮問第 4 号の岩下俊自氏です。阿蘇市波野大字波野在住で、新任で 1 期目の推薦です。

今回、推薦いたします 2 名の方の経歴等は、53 ページに記載しております。そこに記載しておりますとおり、職歴・経歴等申し分なく、また地域社会におきまして信頼され、人格・識見や中立公正さを兼ね備えております。また、社会貢献の精神に基づいて、人権擁護委員活動が期待できる候補者でありますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第 36、諮問第 3 号「人権擁護委員候補者の推薦について」並びに日程第

37、諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議ないものと認めます。従って、諮問第3号並びに諮問第4号は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

**日程第38 陳情第1号 国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情書**

○議長（湯浅正司君） 日程第38、陳情第1号「国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情書」を議題といたします。

陳情書を議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（本山英二君） それでは、お配りしております陳情書を見ていただきたいと思えます。

1枚めくっていただきますと陳情第1号、阿蘇市議会議長、湯浅正司様。国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情書。陳情者は、熊本県社会保障推進協議会会長、鳥飼香代子氏です。陳情の趣旨につきましては記載のとおりであります。要約しますと国民健康保険制度が人権や命を脅かすことがないよう誰もが払える保険料、いつでも、どこでも必要な医療が受けられるよう国に対して国民健康保険財政全体への国庫負担割合を増やすよう国に要請していただく陳情であります。

以上です。

○議長（湯浅正司君） ただ今議題となっております陳情第1号につきましては、所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、議案等の質疑は終わりました。各位常任委員会付託につきましては、議案第73号から議案第107号までと陳情第1号をお手元に配布しております。議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託をいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

**午前11時49分 散会**